

森林吸収源としての里山天然林情報緊急整備対策（継続）

【平成24年度概算決定額 46,200（54,034）千円】

事業のポイント

森林吸収源対策として不可欠な天然生林の保安林面積を確保するため、指定適地の天然生林について所有者情報を緊急に収集・整備します。

- ・ 我が国の森林吸収目標は1,300万炭素トンとされ、そのうち280万炭素トンは天然生林で吸収する必要があります。
- ・ 保安林をはじめとする法令等に基づく保護・保全措置が講じられていることが、天然生林を吸収源としてカウントする条件です。
- ・ 民有林の天然生林では、所有者情報が希薄であることが、保安林指定拡大のネックになっています。

政策目標

京都議定書第1約束期間（2008～2012年）を通じて、民有林における天然生林の保安林面積238万 ha を確保

<内容>

- ・ 民有林の天然生林のうち、保安林の指定適地であるものについて、
 - ① 登記簿謄本等により森林所有者情報を把握
 - ② 保安林界の確認等のための現地調査を実施
 - ③ 近隣の既設保安林との位置関係を公図等により確認
を行い、その結果を森林簿及び森林計画図に反映し整備すること等により、天然生林における円滑な保安林指定を推進します。

<事業実施主体>

国（委託先は都道府県）

<事業実施期間>

平成20年度～24年度（5年間）

[担当課：林野庁治山課]